

## 志免町補助金交付基準（案）

### 第1 趣旨

この基準(以下「本基準」という。)は、補助金の公平性、公正性、透明性を確保し、補助金の効果的、効率的な運用と適正な交付及び執行を図るため、策定するものである。

### 第2 定義等

#### 1 定義

本基準における補助金とは、地方自治法第232条の2の規定による「公益上必要がある場合」と認められる場合に限り、町が団体、個人の行う特定の事務事業等に対し、その事務事業等の目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付をいう。

本補助金には、町が町以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会等に対し、補助金的性格をもって支出している負担金を含む。ただし、国・県補助を伴うもの、法令に基づき行わなければならないものについては、本基準の対象外とする。

#### 2 交付対象

補助の交付対象は、原則として、次のとおりとする。

##### (1) 事業費

ただし、町以外の者が実施する公益性がある事業であって、金銭的な援助が必要な場合に限る。

##### (2) 団体運営費

ただし、団体の存在に公益性があり、設立運営にあたり金銭的な援助が必要であると判断された場合とする。

##### (3) 援助等

個人の経済的負担軽減や一定の行為への誘導等のため金銭的な援助が必要なもの、又は個人若しくは団体の業績が町勢の発展に寄与すると判断された場合とする。

### 第3 交付基準

#### 1 判断基準

##### (1) 公益性

地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」の判断は、次の各個別判断基準により行うものとする。

ア 団体、個人の行う特定の事務事業等に対する金銭的援助による効果が、町の施策の行政目的の達成につながり、町が直接事業等を行うより効果的であること。

- イ 地域での住民自治、社会福祉の向上に寄与し、特定の者のみに対してではなく、多くの者に利益が及ぶものであること。ただし、特定目的の補助金はこの限りではない。
- ウ 各団体の行う事業活動が、社会福祉に著しい貢献が期待できるもの、また文化・芸術・スポーツ等の振興に寄与すると認められるもの。
- エ 事業の実施を促進することにより、その成果が町民生活の向上など町勢の発展に寄与すると認められるもの。
- オ 事業活動の目的、視点、内容などが社会・経済情勢に合致していること。
- カ 行政と町民の役割分担のなかで、真に補助すべき事業・活動であること。

#### (2) 団体の適格性

- ア 団体の会計処理が適切であること。
- イ 団体の決算における繰越金または剰余金が、補助金額から判断し、妥当であること。
- ウ 団体の設立目的、事業内容と補助の目的との整合が取れていること。
- エ 団体の構成員が会費等による適正な負担を行っていること。
- オ 事業計画、予算等が明瞭であり、かつ、事業目的の達成が期待できること

#### (3) その他（個人のみ）

- ア 町単独補助金については、原則として補助金を受ける者に町税の未納がないこと。
- イ 援助等を目的とする補助金については、適切な所得要件等が設定されていること。

### 2 交付額等の基準

#### (1) 対象経費

事業費、運営費等の補助対象経費は個々の補助金の交付要綱に定めるものとし、原則として交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察旅費、他団体への負担金等を目的とするものは対象外とする。

#### (2) 交付額の基準

補助額は、交付の目的及び対象、町の財政状況等を総合的に考慮し、補助の対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準をもって明確にし、予算の範囲内において補助金の交付額を算定するものとする。

なお、国・県補助を伴うもので、その補助率等を超える町の裁量による単独補助（いわゆる継足し補助）については、原則、認めない。

また、新規、見直しにあたっての補助率は次のとおりとする。

団体	事業費補助 運営費補助	対象経費の2分の1 以内
個人	事業費補助	

ただし、町長が特に必要と認める場合又は上記基準を超えて交付することに客観的かつ合理的な理由があるときは、この限りでない。

#### 第4 支出の根拠

- (1) 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること。
- (2) 根拠法令等の定めのないものについては、個々の交付要綱で補助の目的、対象、効果、算出根拠等が明確に規定されていること。
- (3) 交付申請等の諸手続が交付規則等に基づき行われていること。

#### 第5 見直し期間の設定

個々の補助金については、その補助金の成果等の評価などを基に概ね3年毎に見直すものとする。

また、運営費補助については、原則として終期を設定すること。

#### 附 則

本基準は、平成21年度当初予算から適用する。

なお、既存の補助金であって平成21年度からの適用が困難なものについては、平成23年度予算の編成までに本基準に従い見直しを行うものとする。